

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀岡市は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

京都府亀岡市長

公表日

令和5年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給及び保険料の徴収に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 59項及び101項、内閣府総務省令第5号 第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	留付法第19条第8号 別表第一 80・82・83項、内閣府総務省令第7号 第43条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(市民情報コーナー) 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5095
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部保険医療課 京都府亀岡市安町野々神8番地 0771-25-5026

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	公表日	平成31年4月1日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 荻野 和幸	保険医療課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	リスク対策の追加	事後	
令和3年3月31日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月31日	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年7月9日	公表日	令和3年3月31日	令和3年7月9日	事後	
令和3年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	環境市民部 保険医療課	市民生活部 保険医療課	事後	
令和3年7月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	環境市民部保険医療課	市民生活部保険医療課	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 80・82・83 項、	番号法第19条第8号 別表第二 80・82・83 項、	事後	
令和3年12月6日	公表日	令和3年7月9日	令和3年12月6日	事後	
令和4年6月20日	公表日	令和3年12月6日	令和4年6月20日	事後	
令和4年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	公表日	令和4年6月20日	令和5年6月1日	事後	
令和5年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 59項、内閣府総務省 令第5号 第46条	第9条第1項 別表第一 59項及び101項、内 閣府総務省令第5号 第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第2条 第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則第2条第25号	事後	
令和5年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 80・82・83 項、内閣府総務省令第7号 第43条	番号法第19条第8号 別表第二 80・82・83 項、内閣府総務省令第7号 第43条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律第2条 第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則第2条第25号	事後	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	